

# 入札公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和3年11月1日

東吉野村長 水本 実

## 第1 入札に付する事項

- |   |         |                                                                                                               |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 村有建物除却工事（教員住宅）                                                                                                |
| 2 | 工 事 場 所 | 奈良県吉野郡東吉野村大字小川地内                                                                                              |
| 3 | 工 事 内 容 | 1号棟（木造平屋建て、コンクリート布基礎） 1棟 31.1 m <sup>2</sup> /棟<br>2号棟（木造平屋建て、玉石独立基礎） 1棟 68.3 m <sup>2</sup> /棟<br>その他外部解体工事等 |
| 4 | 工 事 期 間 | 契約締結日の翌日から令和4年2月15日                                                                                           |
| 5 | 予 定 価 格 | 4,378,000円（消費税及び地方消費税を含む）                                                                                     |
| 6 | 最低制限価格  | 4,027,100円（消費税及び地方消費税を含む）                                                                                     |
| 7 | 入 札 方 法 | 投函による入札                                                                                                       |
| 8 | そ の 他   | 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。                        |

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

建設業法に基づく「解体工事」の許可を受けている本・支店が県宇陀土木事務所管内にあり、東吉野村建設工事等競争入札参加資格を有し、解体工事の登録がある建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 配置技術者に関する条件
  - ① 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。
  - ② 3ヶ月以上の雇用関係にある配置技術者を工事期間中1名配置できること。
- 3 現場代理人に関する条件  
事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、3ヶ月以上の雇用関係にある現場代理人を1名配置できること。なお、現場代理人、主任技術者及び監理技術者（特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）を除く。）並びに専門技術者は、これを兼ねることができます。
- 4 設計事務の受託者との関連に関する条件  
次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連があるものでないこと

名 称 はいばら design

所在地 奈良県宇陀市榛原天満台東 4 丁目 4 ー 3

5 その他

- ① 開札の日までの期間に、東吉野村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ③ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第 3 入札に必要な書類

入札には次の書類を提出してください。

- 1 入札書（設計図書等に添付）
- 2 工事費内訳書（設計図書等に添付）

第 4 入札日程

手続等	期間・期日・期限・場所等
公告及び入札説明書	<b>令和 3 年 11 月 1 日(月)</b> 役場前掲示板及び東吉野村ホームページ
設計図書等の閲覧	<b>令和 3 年 11 月 2 日(火)～令和 3 年 11 月 8 日(月)</b> 東吉野村教育委員会窓口 ※電子データ(DVD)を貸出しします。
事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書の提出	<b>令和 3 年 11 月 8 日(月) 午後 5 時まで</b> 東吉野村教育委員会
設計図書等に関する質問の受付	<b>令和 3 年 11 月 11 日(木) 午後 4 時まで</b> 東吉野村教育委員会宛 FAX 又は E-mail にて受付 FAX 0746-42-0446 E-mail <a href="mailto:kyouikuinkai@vill.higashiyoshino.lg.jp">kyouikuinkai@vill.higashiyoshino.lg.jp</a>
質問への回答	<b>令和 3 年 11 月 15 日(月)</b> 東吉野村ホームページに掲載及び教育委員会にて閲覧に供します。

入札・開札	令和3年11月17日(水) 午後1時30分 東吉野村役場 3階会議室2
事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	令和3年11月18日(木)～ 令和3年11月19日(金) 午後4時30分まで 東吉野村教育委員会【持参による提出】

#### 第5 事後審査

本入札は事後審査方式のため入札後において落札候補者から提出された「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類等」で審査します。

#### 第6 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び東吉野村契約規則（昭和50年10月1日東吉野村契約規則第3号）第7条に該当する入札は、無効とします。

#### 第7 その他の事項

- 1 入札執行回数は1回とします。
- 2 落札者となるべき者が無いときは、入札を打切るものとし、随意契約の手続に移行しないこととします。
- 3 入札保証金  
入札保証金は免除します。
- 4 その他  
入札参加申込みについて、入札手続の方法、落札者の決定方法及びその他の事項については入札説明書によります。